


所管部課	子ども生活部 青少年課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例施行規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
平成24年度より開所時間の繰上げ（土曜日及び学校休校日は8時30分を8時に）を行った、閉所時間の延長についても保護者から要望が寄せられていることから、閉所時間を延長し、条項を改めるものである。					
(2) 改正内容					
閉所時間を午後7時（現行午後6時）とし、延長育成料を月額2,500円、日額500円とするものである。					
(3) 施行日					
平成28年4月1日					
(4) 影響及び効果					
子育て支援として、児童の安全確保の向上並びに女性の社会進出の一助となる。					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済み					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成27年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：提出は、定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。